

令和8年度 大学教育再生戦略推進費
ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
(大学を中核とした地域における総合的な診療能力を有する医師
の養成事業)
公募要領

令和8年7月
文部科学省

目 次

1. 背景・目的..... 1	(2) 評価等 16
(1) 背景..... 1	(3) 成果の発信・普及 17
(2) 目的..... 1	7. 申請書等の提出 17
2. プログラムについて..... 2	(1) 提出方法 17
(1) 申請要件・実施要件（実施に当たり求められること）..... 2	(2) 留意事項 17
(2) 選定件数..... 10	8. 補助金の交付等 18
(3) 補助期間..... 11	(1) 補助金の交付 18
(4) プログラムの規模..... 11	(2) 補助金の執行に関する留意事項 18
3. 申請者の資格・要件等..... 11	(3) 補助金における不正等への対応 19
(1) 申請者等..... 11	9. その他 19
(2) 申請可能件数..... 12	(1) 学生等の安全確保 19
(3) 申請資格..... 12	(2) 安全保障貿易管理について 20
4. 申請書の作成..... 14	(3) 研究インテグリティの確保 20
(1) 申請書等..... 14	(4) プログラム情報の公表等 21
(2) 指標の設定..... 14	10. 問合せ先等 21
(3) 資金計画..... 15	(1) 問合せ先 21
(4) その他..... 15	(2) スケジュール 21
5. 選定方法等..... 15	(別添1：事業一覧) 22
(1) 審査手順..... 15	(別添2：申請資格iv関係) 23
(2) 選定委員会による意見..... 16	(別添3：申請制限対象事業) 24
6. プログラムの実施と評価等..... 16	(別添4：経費の使途可能範囲) 25
(1) 実施体制..... 16	

令和 8 年度 大学教育再生戦略推進費¹
ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
(大学を中核とした地域における総合的な診療能力を有する医師の養成事業)
公募要領

1. 背景・目的

(1) 背景

医師の需給は令和 11 年を目途に均衡し、今後需要は減少局面に入る予定だが、医師の地域偏在や診療科偏在は依然として課題となっています。それらの課題を解決するためには、特定の臓器や疾患に限定することなく患者ニーズに応じた総合的な診療能力を有する医師を養成することが必要となってきています。

そのためには、医学生の実習において多くの疾患への対応経験が重要ですが、大学医学部においては、地域の医療機関での実習を含め、充実した診療参加型臨床実習を実践している例が少ないことが課題となっています。

加えて、2040 年に向けた地域の医師確保に資するためには、特定の診療科のみに対応する医師ではなく、幅広い重症度・緊急度にも対応でき、外来・入院を問わず患者を総合的に診療できる医師を養成することが求められています。このため、大学を中核として、大学病院における外来＋入院機能による総合的な診療の拠点強化と、地域の医療機関における長期・継続した診療参加型臨床実習の促進の双方を進め、専門分化された診療機能を横断し、「総合的に患者を診る」医師を養成する教育基盤を形成することが必要となっています。

全国の医師数は増加傾向にある一方、人口や高齢化の状況等を踏まえた医師の充実度には地域間で大きな差があり、都市部と地方との地域偏在は依然として深刻です。専門診療科がそろそろ都市部と異なり、地域医療の現場では、特定の臓器や疾患に限定することなく、複数の慢性疾患を抱える高齢者や在宅療養中の患者等、多様な患者を幅広く診る力に加え、必要に応じて適切に専門医につなぐ判断力が不可欠です。こうした総合的な診療能力を有する医師を養成し、その地域定着を図ることで、医師の地域偏在・診療科偏在の解消につながることを期待されています。

(2) 目的

ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業（大学を中核とした地域における総合的な診療能力を有する医師の養成事業）（以下「本事業」という。）は、医師の地域偏在と診療科偏在の解消に向けて、地域にとって必要な医療を提供することができる総合的な診療能力を有する医師を養成することを目的としています。具体的には、大学を中核として、①大学病院に

¹ 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

おける外来＋入院機能による総合的な診療の拠点強化（メニューＡ）と、②地域における長期・継続した診療参加型臨床実習の促進（メニューＢ）を通じて、育成された医師が地域の病院と大学病院とを循環しながら、地域に必要とされる総合的な診療能力を有する医師の確保に貢献する教育拠点を構築します。

2. プログラム²について

（１）申請要件・実施要件（実施に当たり求められること）

本事業は、大学を中核として、①大学病院における外来＋入院機能による総合的な診療の拠点強化（メニューＡ）と、②地域における長期・継続した診療参加型臨床実習（メニューＢ）の二つの柱により、専門分化された診療機能を横断し、「総合的に患者を診る」「断らずに診る」医師を養成する教育基盤を形成することを目指すものです。（断らない、とは、地域等において、そのような姿勢で診療を行えるメンタリティ・スキルを意味するもので、必ずしも大学病院本院全体としての応需率を引き上げることの意味しません。）

以下のメニューごとに示す要件等を踏まえた取組を実施するプログラムを対象とし、メニューＡは取組段階に応じてＡ１～Ａ３、メニューＢは取組段階に応じてＢ１～Ｂ３の中から選択して申請でき、メニューＡ・Ｂは組み合わせで申請することも可能です。

大学病院本院においてこれらの取組を行う重要な意義の一つは、医学生が入学から卒業に至るまで継続的に総合的な診療を提供する現場を体験し、多様で複雑な症例に対して患者を断らずに診る姿勢・メンタリティを学ぶ場を確保することにあります。専門分化が進む大学病院においても、臓器や診療科の壁を越えて患者を総合的に診療する現場と教育環境を整備することが、本事業において特に重要となります。もう一方の観点からすれば、大学病院本院において、例えば、高齢者の一般的な救急疾患等の受け入れを増加させること等を目的としたものではないことに留意が必要です。

（要件に関する前提条件）

以下に示す各要件に関しては、なるべく多くを満たしていることが望ましいと考えるものの、限られた事業費の中でより成果を達成する観点から各大学の特色等を踏まえ、取り組むまたは達成することが求められているまたは望ましいとされていることについて、必ずしも全てを満たしていなくても申請することは可能とします。

（共通要件）

以下については、メニューＡ・Ｂ（Ａ１～Ａ３、Ｂ１～Ｂ３）の共通の要件とします。

- ・教育プログラムは、学部段階としての養成すべき人材像を明確にした上で、求められる資質や能力を涵養するために必要な教育内容を複数の科目等により体系的に編成し、効果的な教育を行うものであり、臨床実習等の教育への反映に向けて、医学部における教育課程上の位置付け及び医学教育への組み込みの方針を申請書に明記することが望ましい。

² ここでのプログラムとは個別提案のことをいい、補助事業総体を事業という。

- ・新たな教育プログラムや実施した教育を幅広く展開することが想定できるように取り組むことが重要である。補助期間終了時まで、取組の成果を他大学が参照可能なモデル(体制、運用ルール、教育プログラム等)として整理し、公表すること。
- ・補助期間終了後も第三者評価等の結果を取り入れるなど発展的かつ継続的な活動を行い、本事業により構築された人材養成プログラム等を他大学・他地域へ広く普及させることが望ましい。そのために、都道府県との人材養成・卒後臨床研修に係る連携をこれまで以上に推進することが望ましい。

メニューA：外来＋入院機能による総合的な診療の拠点強化

大学病院において、主治医／共同担当として外来・入院患者に継続的に責任を持ち、専門的な診療科とも連携・協力しつつ、総合的に患者を診療する姿勢・能力を醸成・強化する取組を支援します。具体的には、幅広い重症度・緊急度・臓器・状態／病態の患者について、外来・入院患者に責任を持って総合的に診療し、また、当該診療が可能となるよう育成された医師が地域の病院と大学病院とを循環しながら、地域に必要とされる「断らずに診る」医師の確保に貢献することを目指します。取組段階に応じて、以下のA1～A3の中から選択して申請してください。

- A1 立ち上げ支援：**入院診療・教育体制が立ち上げ段階にある大学病院（外来機能が中心で入院機能が未整備である場合や、小規模にとどまる場合を含む。）において、具体的な目標に沿って外来＋入院機能による総合的な診療の拠点を立ち上げる取組。
- A2 強化・拡充支援：**既に外来＋入院機能による総合的な診療の拠点を有する大学病院において、入院機能等の規模、機能、対象等を更に拡充・強化する取組。
- A3 伴走・教員育成支援：**総合的な診療の拠点として先行する大学が中心となり、他大学の教員等を実地で受け入れるとともにオンライン教育等を組み合わせて、各大学の総合的な診療の拠点形成に向けた教員育成・人材育成を伴走型で支援する取組。

（メニューA共通の要件）

- ・本メニューにおける「入院機能」とは、総合的な診療を担う部門（名称・組織形態は問いません。）が、入院患者に対して主治医又は共同担当（併診）として継続的に責任を持つ機能をいいます。専用病床の設置が望ましいですが、フレキシブルベッド、共同担当病床、体系的な併診・共同診療等、各大学病院の実情に応じた形態によることができます。一方、外来機能のみの強化や、他診療科からの単発のコンサルテーション対応（コンサルテーションされた事項の単回の返答・助言のみに留まる等）のみにとどまり、入院患者への継続的な診療責任を伴わない取組は、本メニューの対象となりません。
- ・申請に当たっては、大学病院において総合的な診療を担う部門が受け入れる対象患者群（例：診断が確定していない症例、多疾患併存症例、専門診療科を横断する全身管理を要する症例、救急外来から入院先が定まりにくい症例等）について、申請時点においてこれまでの受入れ状況（受入れ実績がない場合はその旨）、特に臓器別の症例数のおおまかな状況を説明してください。その上で、申請後（もしくは事業開始後）の取組において対象

患者群を変更する場合は、その理由及び経緯を明確にして申請書に記載してください。また、救急部門・専門診療科からの受入れの導線及び専門診療科との共同担当・併診のルールに関しても、現状と今後の計画について、申請書に明記してください。

- ・医学生が、指導医の監督の下で入院症例を受け持ち、入院から退院・地域の医療機関への接続までの過程に診療参加型で関与する臨床実習を教育課程に組み込むこととします。
- ・本取組は、総合的な診療を担う部門単独の取組ではなく、病院及び医学部全体の取組として実施することとします。
- ・A 1 又は A 2 に申請し、採択された大学は、A 3 の採択大学が実施するオンライン教育に定期的に参加することとします。これにより、採択大学全体で入院機能の立ち上げ・運営や教育に関する知見を共有する学修ネットワークの形成を図ります。

<取り組むことが望ましい事項>

- ・病院長及び医学部長の関与の下、救急部門、主要な専門診療科、看護部門、教育担当部門等との合意形成の状況及び実施体制（従事する教員・スタッフの過度な負担を防ぐための仕組みの構築（この仕組みは、申請時点で完成している必要はなく、チームでの診療体制、満床時や夜間・休日の対応ルール等を、事業を実施しながら構築していくことも可。なお、受入患者数等にあらかじめ一律の上限を設けることは、断らずに診る機能を過度に制約するおそれがあるため、望ましくありません。））
- ・総合的な診療を担う部門による病院全体への貢献（救急外来からの受入れ、専門診療科の負担軽減、円滑な退院支援等）を、D P C データ等を活用して定期的に可視化し、病院長等の病院執行部に報告することが望まれます。

（A 1 の要件）

- ・申請時点において、入院診療・教育体制が立ち上げ段階にあること（外来機能が中心で入院機能が未整備である場合や、小規模にとどまる場合を含む。）を、入院診療の実績データを用いて具体的に示すこと。
- ・大規模な循環体制を直ちに構築することまでは求めませんが、地域の病院との間で医師が相互に行き来できる経路（ルート）を開き、将来の循環の本格化につながる最初の接続を作ること。

<取り組むことが望ましい事項>

- ・初年度には、総合的な診療を担う部門の病院組織上の位置付けの明確化、院内の合意形成、対象患者群と受入れの導線の設定、及び小規模であっても実際の入院受入れの開始に取り組むこと。
- ・2 年目以降は、受入経路の複線化（救急外来からの入院、専門診療科からの依頼、地域の医療機関からの紹介等）及び医学生の入院実習の受入れの開始・拡大を段階的に進めること。
- ・臓器別の専門診療科との共同担当・併診体制の構築に取り組むこと。単発のコンサルテー

ションへの対応は多くの大学病院で既に実施されていることから、本事業においては、単発のコンサルテーションにとどまらず、入院患者を専門診療科とともに受け持つ共同担当・併診の体制を構築することを重視し、専門診療科の負担軽減にも資する形（可能な場合には、周術期や専門的な治療中の患者の全身管理の共同担当等）から着手することが望ましい。

- ・補助期間終了時まで、①入院患者への主治医又は共同担当としての継続的責任、②対象患者群の明確化、③救急部門又は専門診療科からの受入れの導線、④医学生による入院症例の受持ち、⑤退院支援・地域の医療機関との接続、⑥補助期間終了後の持続化の見通し、の各要素が満たされていること。
- ・地域の病院との間の医師の循環（大学から地域の病院への派遣、地域の病院から大学への受入れ・研修等）について、現在の状況（対象病院、人数、期間、双方向性の有無等）を詳しく説明した上で、本取組を通じてどのように循環を構築していくかを、専攻医等の入職が増加する場合と増加しない場合の両方を想定して示すこと。その際、3年後に目指す状態と、その後に目指す状態の両方を示すこと。
- ・A1における3年後の到達目標は通過点として位置付け、事業を実施しながら5年後・10年後に目指す姿を検討し、補助期間終了時に示すこと。

（A2の要件）

- ・申請時点の入院機能について、受入枠、年間入院患者数、受入経路の内訳、専門診療科との連携の状況、教育活動の状況等を定量的に示した現状分析をすること。
- ・拡充の内容には、①規模の拡大、②対象患者の高度化・多様化、③救急部門との接続の強化、④専門診療科との共同担当・併診の制度化（可能な場合には、周術期や専門的な治療中の患者の全身管理の共同担当を含む。）、⑤医学生の入院実習の必修化・標準化、⑥退院・転院・地域の医療機関との接続の強化、のうち複数を含み、それぞれの到達水準を明示すること。

＜取り組むことが望ましい事項＞

- ・地域の病院との間の医師の循環について、現在の状況（派遣・受入れの実績、対象病院、人数、期間、双方向性の有無等）を詳しく説明した上で、本取組を通じて循環をどのように拡充・制度化していくかを、専攻医等の入職が増加する場合と増加しない場合の両方を想定して示すこと。また、3年後に目指す状態と、その後に目指す状態の両方を示すこと。なお、こうした医師の相互交流の目的は、学生が、大学と地域とを往還する総合的な診療を担う医師をロールモデルとして学び、そのようなキャリアを志向する教育環境を構築することが含まれていることを踏まえた計画とすることが望ましい。

（A3の要件）

- ・A3に申請する大学は、自らの大学病院において総合的な診療の入院機能（入院患者への主治医又は共同担当としての継続的責任）及びこれを活用した診療参加型臨床実習・研修

の実績を有すること。申請書には、受入枠、入院診療の実績、教育の実績（医学生・研修医等の受入実績）を具体的に記載すること。

- ・受入研修は、①臨床（入院患者の受持ち、専門診療科とのコンサルテーション・併診・共同担当、救急外来からの入院判断等）、②教育（医学生・研修医への指導、ベッドサイドにおける教育手法等）、③マネジメント（受入枠の運用、院内の合意形成、専門診療科・救急部門との調整、地域の医療機関との連携等）の三要素を含む体系的なプログラムとして設計すること。
- ・支援対象校への訪問による伴走支援を計画的に実施することが望ましい。訪問においては、現地の入院診療・教育の実情の把握、立ち上げ・強化計画の具体化への助言、院内の合意形成（病院長・医学部長、専門診療科、救急部門、看護部門等との対話）への同席・支援等を行うこととし、対象校ごとの訪問の頻度・時期・内容等の計画を申請書に記載すること。
- ・対面での派遣が困難な大学が多いことも想定されることから、オンライン教育（症例検討、教育方法、拠点運営に関する実務等）を年間を通じて週に数回など頻回かつ定期的を実施する枠組みを用意し、受講する大学の裾野を広げること。その際、A1・A2の採択大学以外の大学の参加も広く得るための方法論・計画（参加を促す働きかけ、対象とする大学の範囲、実施体制等）が具体的に示されていることが望ましい。

＜取り組むことが望ましい事項＞

- ・受入れ・オンライン教育等の対象となる他大学の教員等については、所属大学に戻った後に当該大学における総合的な診療の拠点形成の中核的役割を担うことが、所属大学の長等により確認されていること。
- ・研修を受けた教員等は、研修終了時に、所属大学における拠点形成に向けた行動計画（体制、対象患者、受入枠、教育への組み込み、年次計画等を含む。）を作成すること。
- ・継続的な伴走支援（症例検討、教育手法、拠点運営、院内の合意形成の支援等）については、巻き込む対象者の範囲、対象とする大学数、開催回数・頻度、内容等について、より詳細な計画が分かるよう、採択後の実施に当たっては予め具体的に記載することが望ましい。

メニューB：地域における長期・継続した診療参加型臨床実習

医学生を長期間、幅広い患者に対応する同一の診療科（複数診療科にまたがり、継続しているものも含む。以下同じ。）に配属し、common disease・高齢者救急・在宅診療等に一定の責任下で関わりながら診療参加型臨床実習（長期地域医療実習）を行う取組を支援します。複数の持病を抱える高齢者や通院が困難な患者への在宅ケア等、地域の医療ニーズへの理解を深めつつ、入院患者を継続的に診療するなどして実践力を身に付けるとともに、必要に応じて専門医につなぐ判断力を養います。多様な症例等を経験することにより、総合的な診療能力を備えた医師の養成と地域定着を図ります。取組段階に応じて、以下のB1～B3の

中から選択して申請してください。

B 1 立ち上げ支援：地域の医療機関における長期・継続した診療参加型臨床実習を新たに立ち上げる取組。

B 2 強化・拡充支援：既に長期・継続した診療参加型臨床実習（一部の学生・一部の実習施設における部分的な実施を含む。）を行っている大学において、実習期間の延長を中心に、対象学生数・実習施設数・評価等を拡充する取組。

B 3 遠隔地実習支援：都市部の大学の学生が地方の中小病院で行う実習を支援する取組（地方での学生の実習に係る旅費支援を含む。）。

（メニューB共通の要件）

- ・本メニューにおける「長期・継続した診療参加型臨床実習」とは、①学生が同一の患者・患者群を外来・入院・退院後等にわたり継続して受け持つこと（患者の連続性）、②同一の指導医又は診療チームの下で継続的に指導・評価を受けること（指導医の連続性）、③外来・入院・救急・退院支援・在宅医療等を一体の学修として統合すること（カリキュラムの連続性）を備えた実習をいいます。短期間の見学型実習、実習施設への訪問の追加、又は患者の継続性・指導医の継続性・カリキュラムの連続性の改善を伴わない学生数の微増のみにとどまる取組は、本メニューの対象となりません。
- ・学生は、指導医の監督の下で継続的に患者を受け持ち、病歴聴取、身体診察、問題リストの作成、症例提示、退院支援、多職種連携等に参加すること（単なる見学は診療参加型臨床実習に該当しません）。
- ・実習受入機関には、学生を継続的に指導・評価する主指導医を配置（原則として副指導医を含む複数体制）するとともに、指導医に対するFDの実施、大学教員による定期的な訪問又は遠隔による支援を事業計画に含めること。また、大学と実習受入機関で共通の評価方法を用いること。
- ・長期の学外実習に伴う緊急時の連絡体制、ハラスメント等に関する相談窓口、メンタルヘルスの支援等について、大学の責任において整備することとします。

＜取り組むことが望ましい事項＞

- ・実習期間の長期化に対しては、実習受入機関から指導負担の増加を懸念する声が想定されるものの、長期の実習では、指導の負担は実習開始後の数週間に集中し、学生が患者を継続して受け持つことに習熟するにつれて、情報の収集・整理、患者・家族との対話、多職種との連携等を通じて学生の診療チームへの貢献が次第に大きくなり、指導負担は逡減していくことも知られている。指導医に対するFD等を通じて、こうした長期実習の特性をあらかじめ実習受入機関と共有すること。
- ・B 1～B 3のいずれにおいても、教育プログラムを実施するにとどまらず、学生の知識（Knowledge）・技能（Skills）・態度（Attitudes）の到達度や、患者中心の診療能力、地域医療・総合的な診療への志向性等を評価し、教育効果を継続的に検証していける体制を構築すること。

（B 1 の要件）

- ・地域の医療機関における長期・継続した診療参加型臨床実習を実施していない大学、又は地域実習が短期間の見学型にとどまる大学を対象とします。

＜取り組むことが望ましい事項＞

- ・初年度には、実習施設の選定（１～２施設からで差し支えありません。）、教育目標の設定、主指導医の決定、学生の役割と継続受持患者の設定方法、評価方法（ループリック等）、学生の生活・安全支援体制の確認を行うこと。２年目以降には少人数であっても実習を実際に実施し、学生・指導医・実習施設からのフィードバックを収集して実装上の課題を明らかにすること。実習期間は、当初は８週間程度から（やむを得ない場合は、４週も可）の段階的な実施も可。なお、実習期間については、将来的には１２週間以上とすることが望ましい。
- ・B 1 においては、対象学生数を増やすことよりも、実習期間を長く確保することを優先すること。まずは少人数であっても、長期間継続する実習を構築することが重要であり、可能な場合には１２週間以上とすることを目指すこととします（１２週間以上であること自体を採択の要件とするものではありません。）。

（B 2 の要件）

- ・B 2 は、既に長期・継続した診療参加型臨床実習を（一部の学生・一部の実習施設においてであっても）実施している大学を対象とします。実施していない大学又は地域実習が短期間の見学型にとどまる大学は、B 1 に申請してください。
- ・申請時点における実習の期間、対象学生数、実習施設数、患者の継続性・指導医の継続性・カリキュラムの連続性の程度、及び評価方法を申請書において明らかにすること。
- ・拡充の内容には、①実習期間の延長（１２週間以上であることが望ましい。ただし、やむを得ない場合は、現行の実習期間の概ね２倍以上への延長（例：４週間→８週間以上、６週間→１２週間等）であることが望ましい。）、②対象学生数の拡大、③実習施設数の拡大、④教育の質の向上（大学と実習施設の共通評価の導入、指導医ＦＤの定例化等）、⑤入院・外来・救急・退院支援・在宅等の統合、のうち複数を含み、それぞれの到達水準を明示すること。

＜取り組むことが望ましい事項＞

- ・拡充に当たっては、対象学生数を増やすことよりも、実習期間を長くすることを優先すること。なるべく１２週間以上のプログラムを用意することを目指すこととし、現に学生全員に短期間の実習を実施している場合は、全員の実習週数を延長する方法によることも、一部の学生についてまず１２週間以上の実習を実施する方法によることも、いずれも許容されます。

（Ｂ３の要件）

- ・実習候補となる地方の中小病院について、総合的な診療の機能、指導医候補、学生の受入環境（宿泊等）の調査及び実地訪問を行った上で、教育連携協定を締結すること。
- ・地理的距離を踏まえ、大学教員による定期的なオンラインでの指導・面談、実習前のオリエンテーション、実習中の学生同士のピアサポート、実習後の振り返りの機会を設けること。また、学生の宿泊環境・交通手段については、遠隔地であることを踏まえた特段の支援を大学の責任において措置すること。

＜取り組むことが望ましい事項＞

- ・実習が実習先の地域・医療機関にとっても有益なものとなるよう、指導医の教育能力の向上、地域の健康課題への貢献、実習を経験した学生の将来の地域勤務への意向等を把握し、報告すること。

（他の関連事業に採択されている場合の取扱い）

文部科学省「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業」の既存の選定プログラム、又は厚生労働省「総合的な診療能力を持つ医師養成拠点の形成事業」に採択されている大学も、本事業に申請することが可。ただし、申請に当たっては、それぞれの事業において実施する取組の対象・内容・経費の区分を整理した上で、本事業で新たに実施する取組との関係（役割分担、相乗効果等）を申請書に明記することとします。なお、他の事業による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本事業の経費措置を受けることはできません（４．（３）④参照）。

（採択に当たっての留意事項）

- ・地域における総合的な診療のニーズや医療機関の役割分担の状況等を踏まえ、総合的な診療能力を有する医師が真に必要とされる地域における取組を優先的に採択します。
- ・都市部に所在し、二次医療圏において common disease の入院診療で既に高いシェアを有する大学病院が、メニューＡにより総合的な診療機能を強化しようとする場合には、地域における医療機能の役割分担を損なうことのないよう、地域の医師会や医療機関と十分に調整の上、どのような役割分担の下で総合的な診療を強化するのかを申請書に明記することとします。この点は選定審査における評価要素とします。
- ・当該大学病院が所在する地域医療構想区域において common disease のシェアが大きい場合は、あらかじめ、当該地域医療構想区域の地域医療構想調整会議において本事業に参加する旨の協議を行い、了承を得ることを原則とします。ただし、これが困難な場合は、少なくとも、地域医療構想調整会議の座長又はそれに相当する者（例えば、郡市区医師会長等）との協議を行い、その結果を提出することとします。なお、common disease のシェアについては、厚生労働省のＤＰＣ退院患者調査において、当該地域医療構想区域における肺炎、誤嚥性肺炎、尿路感染症、心不全の退院患者シェアのうち、いずれかが 15%を超えていることを目安とします。なお、当該大学病院が当該都道府県において、唯一の大学医学部である場合は、その限りではありません。

- ・体制や費用面において、他大学においても導入できる教育プログラムの構築を要件とします。
- ・学生への旅費や宿泊費についても支出は可能としますが、その場合は予算措置の終了後に恒久的な仕組みとなる計画の提出を求めます。
- ・メニューB（B1～B3）においては、上記のほか、大学から離れた地域の医療機関等で実習を行う医学生の旅費（大学～実習先の往復交通費及び宿泊費を含む。）を補助対象経費に計上することができます。あわせて、予算措置終了後も学生への支援が継続するよう、基礎自治体・都道府県、受入側の医療機関、学生が所属する大学、その他第三者の医療機関等の関係者を巻き込んで、学生の支援措置を恒久的な仕組みとして構築するための取組を申請書に記載することとします。
- ・審査に当たっては、総合的な診療機能及び臨床実習の現状について「現在できていること」と「できていないこと」を具体的に分析した上で、3年間の補助期間終了時に到達する状態並びにその達成を担う人員体制（中核となる教員及びそのエフォート、病院執行部の関与等）が明確に示されているかを重視します。
- ・審査においては、メニューAについては対象患者群の定義、院内の合意形成、救急部門・専門診療科からの受入れの導線、医学教育への組み込み、地域の病院との医師の循環の構築（現状及び将来見通しを含む。）及び持続化の見通しを、メニューBについては患者・指導医・カリキュラムの連続性、実習期間の長期化の程度（対象学生数の増加よりも実習期間の確保を優先して評価します。）、指導医体制、学生支援体制及び正規カリキュラム化の見通しを、それぞれ特に確認します。
- ・専用病床の設置が望ましいですが、フレキシブルベッド、共同担当病床、体系的な併診・共同診療等、各大学病院の実情に応じた形態によることができます。また、対象患者群については、申請時点における受入れ実績及び定義を基礎として審査を行います。補助期間中に対象患者群を変更する場合は、変更の理由及び経緯を文部科学省に報告することとします。
- ・2年目以降の事業計画については、必ず達成する最低到達水準と、進捗に応じた標準・発展の各水準を区分して示すこととします。進捗状況に応じた計画の調整は可能ですが、入院機能、診療参加型臨床実習及び補助期間終了後の持続化に係る最低到達水準を下回ることのないようご注意ください。
- ・補助期間終了後に、本事業により構築した機能が、大学病院の通常の診療・教育体制及び正規の教育課程として制度化され継続する見通しがあることを重視します。
- ・文部科学省医学教育課が、事業実施者（メニューA・Bを問いません。）を対象とする連絡会等を開催することがあります。開催の際は、オンラインでの参加を含め、可能な限り出席することとします。

（2）選定件数

メニューA・Bを合わせて8か所程度。ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。どのメニューに申請するか、また複数メニューを組み合わせるかは、各大学において選択できます。

(3) 補助期間

最大3年間。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではなく、毎年度の評価等結果にもよります。

(4) プログラムの規模

補助金基準額	:	A 1	5,000	千円程度（初年度・年間）
		A 2	7,500	千円程度（初年度・年間）
		A 3	10,000	千円程度（初年度・年間）
		B 1	2,500	千円程度（初年度・年間）
		B 2	7,500	千円程度（初年度・年間）
		B 3	2,500	千円程度（初年度・年間）

- ① プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ プログラムの総事業費が補助金基準額を超える場合、補助金基準額との差額は自己負担となります。
- ④ 次年度以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ⑤ 補助期間終了後の継続的なプログラム実施を図る観点から、プログラムにおける補助金の配分額については、補助期間最終年度は当初配分額の2／3に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。

3. 申請者の資格・要件等

(1) 申請者等

① 対象機関

国公立大学³のうち診療科選定地域枠を置くなど、地域で求められる医師の養成に積極的に取り組む医学部医学科を置く大学⁴を対象とします。

② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長（以下「学長」という。）とし、事業への申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。また、複数大学が参加して実施するプログラム（以下、

³ 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。）。

⁴ 地域枠のうち、卒後の進路として選択可能な診療領域を示した枠（診療科選定地域枠）を置く（臨時定員・恒久定員を問わない。）ほか、地域枠制度と教学面の取組により、医師の地域偏在及び診療科偏在の解消に貢献しようとする医学部臨時定員または恒久定員内に地域枠を置く大学を指す。

「連携プログラム」という。)の場合は、主となる1つの機関が代表校として申請することとします。参加する大学のうち、代表校から補助金の配分を受ける場合は「連携校」、補助金の配分を受けない場合は「協力校」とします。また、事業に協力する協力校、一般の医療機関、研究所、地方自治体等は「事業協力機関」とします(補助金を配分することはできません)。医学部を置かない大学は代表校及び連携校となることはできませんが、事業協力機関として参加することは可能です。

③ 申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外の単位(学部、学科、研究科、専攻、専攻課程等)で申請することはできません。

④ 事業責任者

プログラムの実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

⑤ 連携体制

大学及び都道府県等他機関との連携を基本としますが、その際、各主体の壁を越えた「組織」対「組織」の関係の下での連携体制を構築することとし、必要に応じ組織として協定等を締結するものとしてください。

(2) 申請可能件数

一つの大学が申請できる件数は、メニューAから1件、メニューBから1件までとし、各大学の判断により、メニューA及びメニューBのいずれか一方のみ又は双方を組み合わせで申請することができます。

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、事業に申請できません。複数大学が連携して実施する事業の場合、代表校のみならず、連携プログラムを実施する他の大学も対象となります。

また、補助期間中において、いずれかに該当することとなった場合(※)、以降の補助金を減額または打ち切るとともに大学名を公表することがあります。

※対象年度が記載されているもの(iii、iv、v、vi、vii、x、xi)については、補助期間中、各年度で対象年度を読み替えることとする。

(組織運営関係)

- i) 学生募集停止中の大学
- ii) 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学
- iii) 「私立大学等経常費補助」において、「私立大学等経常費補助金 私立大学等研究推進費補助取扱要領」第3条の規定に基づき、令和7年度に不交付又は減額の措置を受

けた大学

- iv) 令和7年度に実施した令和8年度大学入学者選抜において、文部科学省が通知する「大学入学者選抜実施要項」に規定する「第4 試験期日等」や募集人員の適切な設定を遵守していない大学（詳細は別添2のとおり。）
- v) 文部科学省が実施する令和7年度「全国学生調査（本格実施）」に参加していない大学、もしくは「意向等確認調査」において、調査結果公表に「同意する」と回答していない大学
- vi) 再推費における事業のうち令和7年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業は別添3のとおり。）
- vii) 再推費における事業のうち令和7年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業は別添3のとおり。）

（設置関係）

- viii) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」又は「指摘事項（是正）」が付されている大学
- ix) 大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学
- x) 全学の収容定員充足率（設置する学部のある学生数の和／設置する学部の収容定員の和）が、下記の表1に掲げる令和8年度の収容定員充足率の基準を満たしていない大学（表1における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）
- xi) 設置する学部のうち、下記の表1に掲げる令和8年度の収容定員充足率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学

（表1）

区分	大学				
大学規模 （収容定員）	－	4,000人以上			4,000人 未満
学部規模 （入学定員）	－	300人以上	100人以上 300人未満	100人 未満	
令和8年度 収容定員 充足率	0.7倍を上 回る	1.05倍 未満	1.10倍 未満	1.15倍 未満	1.15倍 未満

※大学規模（収容定員）が8,000人以上の場合は「1.15倍未満」を「1.10倍未満」と読み替える。

※収容定員充足率の算出は「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）」に準拠する。

※国際競争力けん引学部等の認定を受けた学部等は、認定後の収容定員充足率の上限を適用する。

4. 申請書の作成

(1) 申請書等

『令和8年度大学教育再生戦略推進費「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業（大学を中核とした地域における総合的な診療能力を有する医師の養成事業）」申請書等の作成に当たって』に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

(2) 指標の設定

事業計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定してください。その際、以下に記載する【必須】指標を必ず含めてください。

(アウトプットの評価指標)

- ・本事業で構築した教育プログラム等を履修した学生数（うち地域卒学生数）【必須】
- ・本事業で構築した教育プログラムにおいて連携する実習受入機関の延べ数【メニューBは必須】
- ・本事業実施後も、連携・医師等の人的協力を行う医療機関数をモニタリングすることが望ましい。
- ・（メニューA1・A2）入院受入枠数、総合的な診療を担う部門が主治医又は共同担当として診療した入院患者数（うち救急外来から受け入れた患者数）及び院内コンサルテーション・共同担当・併診件数【必須】
- ・（メニューA1・A2）入院症例を継続して受け持った医学生数（必ずしも入院患者を継続して受け持っていない場合は、単に実習で当該診療科を経験した医学生数を記載することにより。）【必須】
- ・（メニューA3）受入れ・オンライン教育等により育成した教員等の数及び当該教員等の所属大学のうち拠点形成に着手した大学数【必須】
- ・（メニューB共通）実習の期間（週数）、対象学生数（学年定員に占める割合）、学生一人当たりの継続受持患者数及び実習受入機関数【必須】
- ・（メニューB共通）指導医に対するFDの実施回数及び受講した指導医数【必須】
- ・（メニューB3）遠隔地の医療機関で実習を行う学生数及び大学教員による遠隔指導の実施回数【必須】
- ・事業成果の発信状況（ウェブサイト、シンポジウム、研究発表等における具体的な発信内容と成果の各大学等への波及状況等）

(アウトカムの評価指標)

- ・教育プログラム等を修了後の人材のキャリア（修了者の大学、自治体等における具体的な就職状況等の変化）

- ・本事業実施後も総合的な診療能力を有する医師（総合診療医等）の数やその地域・大学における定着状況等をフォローすることが望ましい。特に、総合診療専門医の専攻医プログラムを選択した医師数等を含むことが望ましい。
- ・その他、計画に基づき必要な任意指標を適宜設定してください。

（３）資金計画

- ① 本事業は、資金規模が大きいことから、成果自体は資金規模に応じたものとなりますが、総合的な診療能力の涵養を目的とした大学病院の活動全体を意識して取り組む必要があります。また、事業費の使途についても、規模の大きさを踏まえて各大学で工夫いただいてかまいません。（例えば、メニューBにおいて、使途の大半を実習病院への交通費・宿泊費とする等）
- ② 再掲となりますが、プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ 補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、プログラムにおける補助金の配分額については、補助期間最終年度は当初配分額の2／3に逡減させることを予定しているため、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくかを明確にしてください。
- ④ 選定されたプログラムが、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、人材育成連携拠点形成費等補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本事業の取組として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

（４）その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、プログラムにおける取組を、養成する人材像等に基づくアウトプット及びアウトカムに関する指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。また、プログラムによる取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育の改革と質的転換に資するよう総合的かつ長期的な観点から計画を策定してください。

5. 選定方法等

（１）審査手順

プログラムの選定のための審査は、文部科学省に設置する「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業（総合的な診療能力を有する医師の養成）選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行います。

審査は、提出された申請書等に対する「書面審査」と、「面接審査」の二段階で行います。選定委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となったプログラムを文部科学省に推薦し、文部科学省はこの推薦を受け、選定プログラムを決定します。具体的な審査方法等については、『令和8年度「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業（大学を中核とした地域における総合的な診療能力を有する医師の養成事業）」審査要項』を参照してください。

なお、本年度の審査に係る面接審査は8月頃に行う予定です。面接対象となった大学には、選定委員会よりその旨を連絡します。事業責任者等においては、申請書等の内容について責任を持って対応できるようにしておいてください。

また、選定結果の通知は9月頃に行う予定です。

（２）選定委員会による意見

プログラムの選定に当たっては、選定委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

6. プログラムの実施と評価等

（１）実施体制

- ① プログラムは、全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長はプログラム全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。
- ② プログラムの実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備してください。

（２）評価等

- ① プログラムについては、毎年度のフォローアップ活動と有識者による事後評価を実施する予定です。
- ② 事後評価は補助期間終了後の令和11年度に実施する予定です。
- ③ フォローアップ活動の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがあります。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、プログラムの中止も含めた計画の見直しを求めます。
- ④ フォローアップ活動においては、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。5.（2）に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、事後評価の対象となります。
- ⑤ 事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推費の新たな事業の申請資格や選定審査に影響することがあります。

(3) 成果の発信・普及

プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表するとともに、大学等のウェブサイトにおいて公表してください。プログラムの中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

7. 申請書等の提出

(1) 提出方法

『令和8年度 大学教育再生戦略推進費「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業（大学を中核とした地域における総合的な診療能力を有する医師の養成事業）」申請書作成・記入要領』に定められた申請書等のデータを、以下の URL から申請書類をアップロードし、アップロードが完了した旨を医学教育課宛てにメールで連絡してください。

1. URL : <https://mext.ent.box.com/f/891024ce4d7d4b6b8ceefa2dcd52bf58>
2. メール宛先 : igaku@mext.go.jp
3. メール件名 : 「00【〇〇大学】ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業（大学を中核とした地域における総合的な診療能力を有する医師の養成事業）」
4. 申請書類のファイル名は「00【〇〇大学】申請書」といったラベリングと大学名を必ず入力すること。

※メール件名及びファイル名の「00」には「令和8年度 大学教育再生戦略推進費ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業（大学を中核とした地域における総合的な診療能力を有する医師の養成事業）申請書」の「大学番号」のシートを参照してください。

※医学教育課においてメール受信確認後、翌営業日中を目処に送信者に対して受領を通知します。

(2) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費の事業への参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管してください。
- ④ 選定されたプログラムについては、別途、補助金交付手続に関する連絡をします。
- ⑤ プログラムの計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省において審査等の資

料として使用しますが、申請者の利益の維持、個人情報保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ウェブサイト（https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm）を参照してください。

- ⑥ 申請に関する問い合わせ等については、公募説明会時に受けた質問とあわせ、ウェブサイト等を通じて周知します。なお、公募及び審査期間中は、個別大学の構想に係る質問・相談等（手続き等にかかる質問等は除く）は受け付けることができません。

8. 補助金の交付等

（１）補助金の交付

- ① 選定されたプログラムにおいて、補助金の充当が適当と考えられる事項に対して、研究拠点形成費等補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。本事業において使用できる経費の種類は、原則として別添４に示すものとします。
- ② 毎年度、「研究拠点形成費等補助金交付要綱」（令和５年３月２８日文部科学大臣決定）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、プログラムの進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、プログラム実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、改善を求めることとします。

（２）補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、プログラムの経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から５年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに５年間保管するのではなく、補助期間（最大３年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から５年間保存してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善

良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

- ③ プログラムが選定され補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取消又は変更の対象となることがあります。申請時においても、遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認するようにしてください。

- ④ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

(3) 補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付要綱及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」(平成 26 年 4 月 1 日高等教育局長決定)に基づき、以下の措置を講じます。

- ① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

- ② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

- ③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要(大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等)について、原則として公表します。

- ④ 新たに公募する事業の選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する再推費事業のプログラムを選定する際に参考として活用します。

9. その他

(1) 学生等の安全確保

プログラム選定後、事業の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮し、当該学生等から定期的な状況報告を受けるなど、随時状況確認ができるような体制を確保してください。学生が海外に渡航・滞在する場合は、文部科学省「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認し、学生への意識啓発及び危機管理体制の整備を行ってください。

また、国内の地域の医療機関等における長期の実習においても、宿泊環境・交通手段の確保、緊急時の連絡体制、ハラスメント等に関する相談窓口、メンタルヘルスの支援等、学生が安心して実習に専念できる体制を大学の責任において整備してください。

特に、在留届(旅券法第 16 条により、外国に住所又は居所を定めて 3 か月以上滞在する場合は提出が義務付けられているもの)の提出及び外務省海外旅行登録「たびレジ」(海外

での滞在期間が3か月未満の場合はこちらのみ)への登録により、緊急情報の提供を受けることができるので、派遣学生に対して、必ずこれらの登録の必要性及び手続き等を十分に周知してください。

また、昨今の海外情勢を踏まえ、プログラム申請時から外務省海外安全ウェブサイト等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。派遣期間中に派遣・訪問予定先国(地域)もしくは近隣地域の危険度が引き上げられた場合は、至急、学生等の危険地域からの移動や派遣の中止等、必要な措置をとってください。

(2) 安全保障貿易管理について

近年、安全保障に関連する機微技術の流出の懸念が増大する中、大学が国際的な人的交流や外国との共同研究等の国際化を一層進展するためには、法律で遵守が義務づけられている「輸出者等遵守基準」を遵守し、機微技術を一層適切に管理していくことが必要です。

安全保障貿易管理は、大学のコンプライアンス(法令遵守)の一部であり、法令に違反すればその大学も罰せられる可能性があることに留意しなければなりません。また、国際的な人的交流や共同研究等を行う際には、輸出管理の体制を整えていない場合、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。

特に、本事業への申請に当たり、留学生や外国人研究者等の参画、外国出張、国際学会への出席等が見込まれる場合には、学内の安全保障貿易管理体制が整備されていることを改めてご確認いただくようお願いします。

また、入国後6か月経過又は国内の事務所に勤務する研究者や留学生は外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)における居住者となりますが、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについてご留意願います。

(3) 研究インテグリティの確保

大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、各機関の規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて、申請時に各機関に照会を行うことがありますのでご承知おきください。

(参考)「大学及び公的研究機関における研究インテグリティの確保について(依頼)」(令和3年4月27日付け3文科科第70号)

https://www.mext.go.jp/content/20230704-mxt_kagkoku-000019002_3.pdf

(4) プログラム情報の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された大学については、プログラムの概要等についても公表する予定です。

文部科学省において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等の際し、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。また、選定大学間の連携体制を構築するための連絡会を設置する予定です。

選定された大学は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、他の大学や学生を含め、広く情報提供するとともに、国内大学における大学を中核とした地域における総合的な診療能力を有する医師の養成事業を先導する大学として情報発信に積極的に取り組んでいただくこととします。

10. 問合せ先等

(1) 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局医学教育課医学教育係

「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業（大学を中核とした地域における総合的な診療能力を有する医師の養成事業）事業担当」

電話番号：03-5253-4111（内線 3306）

(2) スケジュール

公募締切 令和8年8月21日（金）

面接審査 令和8年8月頃

選定結果通知 令和8年9月頃

交付内定 令和8年9月下旬頃（予定）

（事業開始）

(別添 1 : 事業一覧)

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進

－大学教育再生戦略推進費－

令和 8 年度予算額 121 億円

■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等	
○ 「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業	7 億円
○ 都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進	0.8 億円
○ 地域活性化人材育成事業 ～SPARC～	6 億円
○ 未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業	19 億円
○ 卓越大学院プログラム	4 億円
○ 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業	4 億円
○ 半導体人材育成拠点形成事業	6 億円
○ デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業	4 億円
○ 地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業	5 億円
■ 大学教育のグローバル展開力の強化	
○ 大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業	15 億円
○ 大学の世界展開力強化事業	14 億円
－ インド太平洋地域等との大学間交流形成支援	(2 億円)
－ 米国等との大学間交流形成支援	(4 億円)
－ EU 諸国等との大学間交流形成支援	(1 億円)
－ グローバル・サウスの国々との大学間交流形成支援	(3 億円)
－ アジア諸国との大学間交流形成支援	(4 億円)
■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進	
○ ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業	6 億円
○ 高度医療人材養成拠点形成事業	21 億円
○ 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン	9 億円

※補助金事業のみを記載。

※「地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業」の予算額には事務費を含む。

(別添 2 : 申請資格 iv 関係)

令和 7 年度に実施した、令和 8 年度入学者選抜（一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜）の場合

※令和 8 年度大学入学者選抜実施要項（令和 7 年 6 月 3 日文部科学省高等教育局長通知）の遵守状況

※帰国生徒又は社会人を対象とする選抜や、秋期入学など 4 月以外の入学時期に係る選抜は対象外

① 試験期日等

- 一般選抜：教科・科目に係るテストの試験期日及び合格者の決定発表が、令和 8 年 2 月 1 日から 3 月 25 日までの間に設定されている
- 総合型選抜：入学願書受付が、令和 7 年 9 月 1 日以降に設定されている
※ 出願に直結し、実質的に出願行為と解される手続き（「エントリー」等名称は問わず）を含む
- 学校推薦型選抜：入学願書受付が、令和 7 年 11 月 1 日以降に設定されている
※ 出願に直結し、実質的に出願行為と解される手続き（「エントリー」等名称は問わず）を含む
- 総合型選抜、学校推薦型選抜：教科・科目に係るテストの試験期日が令和 8 年 2 月 1 日から 3 月 25 日までの間に設定されている（教科・科目に係るテストを 2 月 1 日よりも前に実施する場合には、調査書等の出願書類に加え、「小論文・面接・実技検査等」又は「志願者本人が記載する資料や高等学校に記載を求める資料等」を組み合わせて丁寧に評価している）
- 総合型選抜：合格者の決定発表が、令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に設定されている
- 学校推薦型選抜：合格者の決定発表が、令和 7 年 12 月 1 日から一般選抜試験期日の 10 日前まで（共通テストを課す場合は前日までのなるべく早い期日）に設定されている

② 募集人員の適切な設定

- 学校推薦型選抜：学部等募集単位ごとの入学定員の 5 割以内の募集人員に定められている【短期大学は対象外】
- 評価・判定の方法や対象等の取扱いに差異を設ける場合に、それぞれの募集区分ごとに募集人員が定められている

(別添 3 : 申請制限対象事業)

- 令和 7 年度に実施した事後評価の結果により、令和 8 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
令和元年度	卓越大学院プログラム
令和 2 年度	大学の世界展開力強化事業 (アフリカ諸国との大学間交流形成支援)
令和 2 年度	保健医療分野における AI 研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト
令和 2 年度 令和 3 年度	知識集約型社会を支える人材育成事業

- 令和 7 年度に実施した中間評価の結果により、令和 8 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
令和 4 年度	地域活性化人材育成事業 ～SPARC～
令和 4 年度	デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業
令和 4 年度	ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
令和 5 年度	人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業
令和 5 年度	大学の世界展開力事業 (米国等との大学間交流形成支援)

(別添 4 : 経費の使途可能範囲)

プログラムの補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしがたって適切に管理してください。

【物品費】

①「設備備品費」

プログラムを遂行するために直接必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できます。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本プログラムの遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

本費目は、原則として補助対象経費の総額の 70 パーセントを超えないでください。

②「消耗品費」

プログラムを遂行するために真に必要な教育活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、ソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規定等に基づき行ってください。

【人件費・謝金】

①「人件費」

プログラムを遂行するに当たり直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。例えば、プログラムにおいて実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する教員や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター等の人件費が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

②「謝金」

プログラムを遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、学生の TA への採用、講演等のために招聘した学識者に対する謝金（事業目的に応じて記載）等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

プログラムを遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【その他】

①「外注費」

プログラムを遂行するために真に必要な外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の操作・保守・修理（原則としてプログラムで購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限ります。委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

②「印刷製本費」

プログラムを遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、会議資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本に要した経費が挙げられます。

③「会議費」

プログラムを遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議・レセプションに伴う飲食代（酒類は除く。）などが挙げられます。

④「通信運搬費」

プログラムを遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。例えば、郵便、電話、データ通信、物品運搬等の通信、運搬に要する経費が挙げられます。

⑤「光熱水料」

プログラムを遂行するために直接必要な電気、ガス、水道等の経費に使用できます。なお、プログラムに係る使用量が特定できる必要があります。

⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、プログラムを遂行するために直接必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、施設・設備使用料、広報費、振込手数料、データ・権利等使用料（ソフトウェアのライセンス使用料等）、委託費等に使用できます。

また、他の大学の機関、教員等と協力する取組について、委託費として当該機関等で経費を使用することができます。

なお、プログラムの遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、

プログラムの遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、プログラムの根幹をなす業務については使用できません。委託費について、プログラムを遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の 50 パーセントを超えないでください。

令和 8 年度 大学教育再生戦略推進費
「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
(大学を中核とした地域における総合的な診療能力を有する医師の養成事業)」
申請書作成・記入要領

「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業（大学を中核とした地域における総合的な診療能力を有する医師の養成事業）」における公募に係る申請書等は、補助金の交付を申請しようとする学長及び事業担当者等があらかじめ作成し、提出するものであり、選定委員会の審査資料となるものです。

本事業の申請は、文部科学省への申請書類（電子ファイル）の提出が必要です。提出期間は以下のとおりです。

審査は、これらの申請書類を基に行われます。提出後の内容変更に伴う差し替えや訂正は認めません。誤記入や記入漏れがある場合には、審査の対象外になる、あるいは、誤ったままの状態ですら審査に付される可能性がありますので、十分に御注意ください。

○申請書類の提出期限：令和 8 年 8 月 2 1 日（金）【必着】

○提出書類

1. 申請提出書
2. 申請書（様式 1～4）
3. プレゼンテーション資料（事業ポンチ絵）

※ 1 は PDF 形式のみ、2・3 は PDF 形式及びエクセル・パワーポイント形式（基データ）の両方

I 申請提出書の作成・記入要領

1. 申請に当たっては、文部科学大臣宛の公文書（【様式】申請提出書※押印不要）を作成してください。
2. 申請提出書は代表校のみが 1 部作成し、提出してください。

II 申請書（様式 1～4）の作成・記入要領

申請書の記入要領（基本的事項）

1. 読みやすさを考慮し、簡条書きによる記載や、重要な部分やポイントとなる部分については、下線、ゴシック体、太字等を用いて記入してください。
2. 申請書の書式を下表のとおり設定していますので、書式を変更しないでください。また、様式や項目の順番入れ替え等もしないでください。

公平性を保つため、書式や様式を変更した場合は、選定対象外とする場合があります。

判の大きさ	A 4 縦型
文字方向	横書き
文字サイズ	10.5 ポイント
フォント	MS 明朝
余白	上下 20 mm、左右 20 mm

【様式1】事業の構想等 の記入要領

1. 「4. 同一又は類似の事業」を除いて全体で9ページ以内としてください。
2. 「代表校名」欄には、代表校の名称と（ ）書きで連携校の名称を記入し、末尾に代表校と連携校の合計数を記入してください。
3. 「事業名」欄には、申請する事業の内容を端的に表す名称を記入してください。あわせて、申請するメニュー区分（メニューA：A1 立ち上げ支援／A2 強化・拡充支援／A3 伴走・教員育成支援、メニューB：B1 立ち上げ支援／B2 強化・拡充支援／B3 遠隔地実習支援）を選択してください。
4. 「事業責任者連絡先」欄には、申請する事業において中心的役割を果たす方で、申請書の内容について責任をもって対応できる方の職名、氏名等を記入してください。
5. 「事務担当者連絡先」欄には、必ず速やかに連絡がとれる事務担当者（課長又は係長相当職の方）の職名、氏名等を記入してください。

1. 事業の構想

事業の全体像を分かりやすく視覚的に表現したプレゼンテーション資料（ポンチ絵A4横1枚、ページ番号不要）を作成し、添付してください。プレゼンテーション資料は、選定後、資料として使用する場合がありますので、大学名（連携大学も含む）と事業名を見やすい位置に必ず記入してください。

（1）全体構想

①事業の概要等

「事業の概要」欄には、本事業に関する社会的課題を踏まえた事業の実施目的、取組内容等を400字以内厳守で記入してください。公表することを前提に、簡潔に分かりやすく記入してください。

②大学の教育理念・使命（ミッション）・人材養成目的との関係

大学の教育理念・使命（ミッション）・人材養成目的等と本プログラムで取り組む事業との関係について、簡潔に記入してください。

③新規性・独創性

従来の人材養成の取組との違い（新規性）や特色（独創性）、取組の効果等を記入してください。

④達成目標・アウトプット・アウトカム（評価指標）

事業の実施により目指す成果や社会的効果（達成目標）、アウトプット・アウトカムとその評価指標について記入してください。評価指標は、様式に記載している項目について必ず具体的に設定するとともに、事業計画に基づく任意の指標を適宜、追加で設定してください。

⑤メニュー選択の理由と取組内容

申請するメニュー（A1～A3、B1～B3）を選択した理由を、大学の取組段階、地域の医療ニーズ、医療機関の役割分担の状況等を踏まえて記入してください。

なお、都市部に所在し、二次医療圏において Common disease の入院診療で既に高いシェアを有する大学病院がメニューAを申請する場合には、地域における医療機能の役割分担を損なうことのないよう、地域の医師会や医療機関との調整状況及びどのような役割分担の下で総合診療を強化するのかを必ず明記してください。

2. 事業の実現可能性

（1）運営体制

①事業実施体制

事業を運営する組織体制（構成員）や、事業実施にかかる責任体制、意思決定方法、また事業開始に向けての準備状況等について、具体的に記入してください。

②自己評価体制

事業の自己評価（外部評価等の客観的評価を含む）の体制や評価方法、評価結果の事業計画見直しへの反映方法等について、具体的に記入してください。

③連携体制（連携校との連携体制や役割分担 等）

連携校との連携目的、実施体制を構築するにあたっての大学ごとの役割分担（各大学の強み）等連携の考え方を記入してください。

④連携体制（都道府県、医療機関等との連携体制や連携の特色 等）

事業の実施にあたって、都道府県をはじめとする自治体や医療機関等との連携目的、連携内容や特色、また連携のメリットに加え、人材養成体制整備や人材配置に係る連携機関からの支援の有無等について記入してください。都道府県との人材養成・卒後臨床研修に係る連携をこれまで以上に推進するための具体的な工夫や学修環境の整備計画についても記入してください。

（２）取組の継続・事業成果の普及に関する構想等

①取組の継続に関する具体的な構想

補助期間終了後の自立的な事業の継続に関する運営予算面も含めた具体的な構想について、記入してください。

②事業成果の普及に関する計画

開発した人材養成モデル等を他大学・他地域に普及させるための具体的な取組計画について、記入してください。

3. 実施計画

（１）年度別の計画

事業実施期間中の令和８～１０年度の実施計画（具体的な取組の内容及びスケジュール）について番号（①、②・・・）を付して具体的に記入してください。

（２）補助期間に係る補助事業予定額（単位：千円、千円未満切捨）

事業全体の実施計画に基づいて、必要最小限の経費を記入してください。

（補助事業予定額＝補助金申請予定額＋自己負担予定額）

（３）令和８年度の補助金申請予定額の積算内訳（単位：千円、千円未満切捨）

- 積算内訳欄に記入した経費について、「（１）年度別の計画」に記載の取組の番号との関係性を【①関係】等と表示してください。
- 補助事業の開始（補助金交付内定）を予定している、令和８年 10 月以降に必要となる経費を記入してください。
- 本申請書に計上した経費であっても、研究拠点形成費等補助金交付要綱等に沿わない経費の場合は、交付の対象にはなりません。

4. 同一又は類似の事業

すでに他の補助金等による経費措置を受けている事業、あるいは他の補助金等に申請（予定を含む。）している事業の中に、今回申請する事業と類似しているものがある場合は、以下により記入してください。

審査の過程で当該事業が本申請事業と同一または極めて類似していると判断された場合、重複補助を避けるため、選定対象外とします。選定後であっても重複補助が判明した場合、経費措置の取消の理由となります。

なお、該当がない場合は「他の補助金等の名称」欄に「なし」と必ず記入してください。本欄の記入がない場合（「なし」の記入がない場合も含む）も、選定対象外となりますのでご注意ください。

- 「他の補助金等の名称」「プログラムの名称」欄には、他の補助金及びその下のプログラム等の名称を記入してください。
- 「選定年度」欄には、選定された（あるいは選定が行われる）年度を記入してください。
- 「事業の名称」欄には、選定された（あるいは申請予定の）大学の取組の名称を記入してください。
- 「事業の概要」欄には、選定された（あるいは申請予定の）大学の取組の全体像を５行以内で簡潔に記入してください。
- 「今回の申請との関連性」欄は、選定された（あるいは申請予定の）大学の取組と今回申請する取組との関連性を５行以内で簡潔に記入してください。

【様式2】教育プログラム・コースの概要 の記入要領

事業の実施により新たに開始する教育プログラム・コースについて、教育プログラム・コースごとに記入してください。一つの教育プログラム・コースにつき2ページ以内（可能な限り1ページ以内）としてください。なお、既に実施している教育プログラム・コースについては、本プログラムによるものとは見なしますので、対象外です（これまで実施していた教育プログラム・コースを、発展的に改変・拡充する場合は対象）。

（1）大学名等

教育プログラム・コースを開設する大学名を記入してください。

（2）教育プログラム・コース名

教育プログラム・コースの名称を記入してください。

また、単位数や時間数を記載するとともに、当該コースの一部が該当する場合は内数を記入してください。

（3）取組む分野

教育プログラム・コースにおいて取り組む分野について記入してください。（複数記入可）

なお、メニューAの場合は「外来＋入院機能による総合診療」、メニューBの場合は「地域における長期・継続した診療参加型臨床実習」に関する取組であることを明確に示してください。

（4）対象者

教育プログラム・コースの対象者を記入してください。その際、どのような背景（入試区分等）を持った受講者を対象とするのかできる限り詳細に記入してください。

（5）対象年次

対象とする年次を記入してください。

（6）養成すべき人材像

教育プログラム・コースにより、どのような人材（卒後どのような分野での活躍を望むことができるか等）を養成しようとしているのか、具体的に記入してください。

（7）科目等詳細

本事業により新規で実施、または発展的改変を行う科目等について、授業形態ごとに必修であるか（対象によって異なる場合はその旨記入）や、単位数、対象年次及び実施趣旨を端的に明示してください。

（8）教育内容の特色等（新規性・独創性）

従来の教育内容・手法との違い（新規性）や特色（独創性）、また受講者が受講しやすい環境整備の考え方等を具体的に記入してください。

（9）指導体制

教育プログラム・コースの対象者への指導体制や、大学と地域医療機関との連携指導体制等について具体的に記入してください。

（10）開始時期

教育プログラム・コースにおける教育の開始時期（令和〇年〇月）を記入してください。

（11）養成目標人数

年度ごとに教育プログラム・コースの受入目標人数を医学部生については年次ごとに、その他については職種等ごとに記入してください。

【様式3】事業の実施体制（担当者一覧） の記入要領

代表校及び連携校、また連携機関に所属する事業担当者のみ、事業における役割とともに記入してください。

【様式 4】申請資格の適合状況 の記入要領

公募要領 3. (3)に記載の申請資格 i) から xi) の個別の指標について、申請書提出時点（令和 8 年 8 月時点）での適合状況を、「該当する」又は「該当しない」のいずれかで回答してください。

本様式は、代表校及び連携校の状況を代表校がまとめて一つの様式にて作成してください。

なお、代表校または連携校がこれらの指標のいずれかに該当する場合は、本事業に申請できません。

Ⅲ 調査票の作成・記入要領

収容定員充足及び入学定員超過の状況 の記入要領

本調査票により、申請資格（組織運営関係、設置関係）を確認することとします。

本調査票は、事業に参加する大学ごとに作成し、各学部（学科）名と収容定員、入学定員等の各欄を記入してください。（収容定員充足率と入学定員超過率が自動計算されます。）

【参考】事業実施組織の状況 の記入要領

本調査票は、申請大学の申請資格・要件等を確認するものではなく、各大学の事業実施組織等の状況について、参考データとして提供いただくものです。

本調査票は事業に参加する大学ごとに作成し、地域枠の設置状況等を記入してください。なお、各欄に該当がない場合は空欄で結構です。

令和 8 年度 大学教育再生戦略推進費
「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業
（大学を中核とした地域における総合的な診療能力を有する医師の養成事業）」
審査要項

1. 審査体制

（１）選定委員会

- 「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業（総合的な診療能力を有する医師の養成）選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）が審査のうえ決定した選定候補を文部科学省に推薦し、文部科学省が選定事業を決定する。
- 選定委員会では、事業の実現可能性、大学教育改革を推進する上でのマネジメント性及び地域・社会との連携等、幅広い視点で総合的な見地から先駆的な事業の選定・評価を審議する。

（２）委員

- 選定委員会委員（以下、「委員」という。）の氏名は、選定後に公表する。
- 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請大学の審査内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。
- 委員は、申請のあった大学（連携校も含む）から何らかの不公正な働きかけがあった場合には必ず事務局へ申し出なければならない。

（３）利害関係の報告・排除

- 委員等は、審査開始までに、利害関係がある場合は、書面で事務局に提出しなければならない。そして、利害関係を有している場合は、以下に従って処理しなければならない。
 - ① 申請大学（連携校も含む）との関係が「利害関係者の範囲」に該当する場合委員は、利害関係を有している申請大学（連携校も含む）の審査から外れなければならない。
利害関係者の範囲は次のように定める。
 - ア．過去 3 年以内に専任又は兼任として在籍した場合
 - イ．過去 3 年以内に学外委員等で大学の運営に関わる職に就任した場合
 - ウ．申請のあった事業に何らかの形で委員が参画する場合
 - エ．その他、中立、公正に審査を行うことが困難であると判断される場合
 - ② それ以外の関係性を有している場合
委員は、「利害関係者の範囲」に該当していなくても、申請大学（連携校も含む）との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性（※）を有している場合も、その審査から外れなければならない。
※例えば、委員自身が事業責任者や事業の実施担当者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合
 - ・親族若しくはそれと同等の親密な個人的関係

- ・緊密な共同研究を行う関係
- ・密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係 等

(4) 委員の再選定

- 委員が審査から外れることによって2名以下で審査しなければならない場合は、審査の公正性が担保できないことから、委員の再選定を行う。

2. 審査手順

(1) 書面審査

- 書面審査は、各大学から提出された申請書をもとに、委員が分担して行う。なお、客観性や公平性、多面性を確保するため、書面審査は1事業につき複数名(3名程度)で行う。
- 書面審査では、「審査の観点」及び選定委員会が別に定める評価方法等に基づいて評価書を作成する。

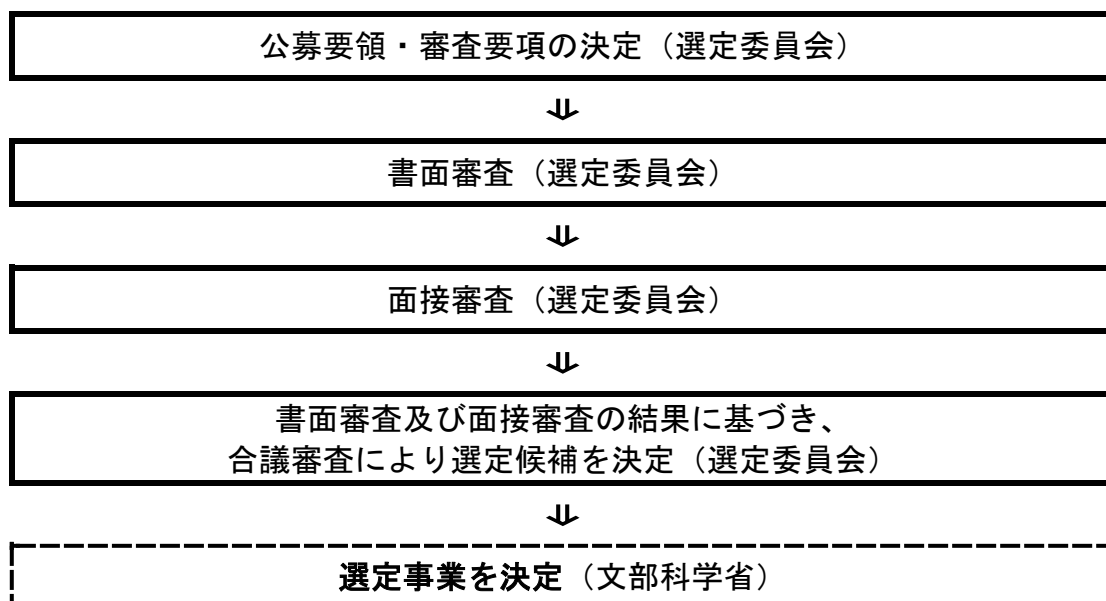
(2) 面接審査

- 面接審査は、申請件数や書面審査の結果を参考に、選定委員会が別に定める方法により実施する。

(3) 合議審査

- 選定委員会は、書面審査結果及び面接審査結果を参考に、合議審査により、文部科学省に推薦する選定候補を決定する。
- 選定にあたっては、採択大学の地域、設置主体(国公私立)のバランス、申請メニュー(メニューA・B)のバランス、開発予定の教育プログラムの分野等のバランスを考慮する場合がある。

<審査の流れ(イメージ)>



審査の観点

1. 事業の構想

事業の構想が優れているかどうかについて審査する。構想が十分に練られていないと思われる事業は、下記 2. 事業の実現可能性に関わらず選定しない。

(1) 全体構想の優秀性

①事業の概要等 → 【様式 1】の 1 (1) ①

- 本プログラムの趣旨・目的である高度に専門分化された診療機能を横断し、「総合的に患者を診る」診療能力・教育基盤を形成することができる医師の養成プログラムとなっているか。
- 課題が明確に抽出されており、課題に対する解決方法が適切で優れているか。

②大学の教育理念・使命(ミッション)・人材養成目的との関係

→ 【様式 1】の 1 (1) ②

- 申請大学の教育理念・使命(ミッション)・人材養成目的等が本事業の趣旨・目的に合致しており、かつ明確でわかりやすいか。
- 申請大学の教育理念・使命(ミッション)・人材養成目的等に照らして、また、申請大学の現段階を踏まえ、適切なメニューが選択されているか。

③新規性・独創性 → 【様式 1】の 1 (1) ③

- 事業の全体構想は新規性・独創性が高いか。(従来と異なる新たな人材養成システムの導入、大学の特色を活かした人材養成システムの導入 等)

④達成目標・アウトプット・アウトカム(評価指標) → 【様式 1】の 1 (1) ④

- 達成目標は事業の成果としてふさわしい目標が設定されているか。
(事業の規模に対して著しく低い達成目標が設定されていないか。)
- アウトプット・アウトカムとその評価指標は明確で、妥当なものが設定されているか。(様式中に予め設けている評価指標が設定されているか。)

⑤メニューの選択と取組段階の妥当性 → 【様式 1】の 1 (1) ⑤

- 都市部に所在し、二次医療圏において Common disease の入院診療で既に高いシェアを有する大学病院がメニュー A で総合診療機能を強化しようとする場合、地域における医療機能の役割分担を損なうことのないよう、地域の医師会や医療機関と十分に調整の上、どのような役割分担の下で総合診療を強化するのが申請書に明記されているか。

(2) 教育プログラム・コースの優秀性 → 【様式 2】

- メニュー A 1～3、メニュー B 1～3 のうち単独、もしくは複数を組み合わせて構築する教育内容は新規性・独創性が高いか。(従来と異なる新たな教育手法の導入、大学の特色を活かした教育手法の導入 等)
- 教育プログラム・コースの内容(履修方法や科目等)が、本プログラムの趣旨に沿った人材の養成に効果的なものとなっているか。
- 連携機関等からの学生への教育の提供など、指導体制等が優れたものとなっているか。

2. 事業の実現可能性

事業の構想を実現できる体制や計画となっているかについて審査します。

(1) 運営体制の妥当性

①事業実施体制 → 【様式1】の2(1)①、【様式3】

○事業の実現に向けた学内の実施体制が整備されているか(学長又は学部長等をトップに学部・大学病院・関連組織が密接に連携した体制、事業開始に向けた準備状況、過去の医学教育拠点を構築する際に整備された資源の活用等)。

②自己評価体制 → 【様式1】の2(1)②

○外部評価等によって事業を客観的に評価することにより、発展的な見直しが行われる体制となっているか。

③連携体制(連携校) → 【様式1】の2(1)③、【様式3】

○連携校との連携が十分に図られる体制となっているか。
○連携校との連携目的や役割分担(各大学の強み)が明確か。

④連携体制(都道府県、医療機関等) → 【様式1】の2(1)④、【様式3】

○他機関との連携が事業にとってどのような役割を持つか整理され、連携による効果が期待できるか。
○卒業生のキャリアパス構築における都道府県等との連携体制が明確か。
○都道府県との人材養成・卒後臨床研修に係る連携がこれまで以上に推進されるなど、具体的な工夫や学修環境の整備が計画されているか。

(2) 取組の継続・事業成果の普及に関する構想等の妥当性

①補助期間終了後の事業の継続に関する構想 → 【様式1】の2(2)①

○補助期間終了後の事業の継続に関する運営予算面を含めた具体的な構想が示されており、事業の継続が期待できるか。
○特に、補助金の使途として学生への旅費・宿泊費を計上している場合は、予算措置終了後に恒久的な仕組みとする計画が具体的に示されているか。

②事業成果の普及に関する計画 → 【様式1】の2(2)②

○開発した人材養成モデル等を他大学や他地域に普及させるための取組(情報発信等)が計画されており、効果が期待できるか。

3. 実施計画

事業の実施について具体的かつ適切な計画が立てられているかについて審査します。

年度別の計画や補助金申請予定額の積算内訳等、実施計画等の妥当性

→ 【様式1】の3(1)～(3)

○実施計画が具体的で、事業の構想との整合性が図られており、妥当であるか。
○申請経費の内容が、実施計画に照らして妥当かつ効果的であり、無駄がないか。

令和8年度大学教育再生戦略推進費

「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業（大学を中核とした地域における総合的な診療能力を有する医師の養成事業）」

Q&A

1. 申請について

Q1-1 どのような学校が申請できるのか。

A 国公立大学のうち診療科選定地域枠を置くなど、地域で求められる医師の養成に積極的に取り組む医学部医学科を置く大学です。申請者（代表校の学長）から文部科学大臣宛に申請を行ってください。

Q1-2 「事業責任者」を学長とすることはできるのか。

A 事業責任者は実質的な事業統括者であるため、学長がそれを担うことは難しいと考えます。

Q1-3 「事業責任者」は、今後採用予定の者でも良いのか。

A 事業責任者は、申請の時点で当該大学の常勤の役員又は教員である必要があります。

Q1-4 「事業責任者」は途中で交代することは可能か。

A 引き続き事業を適切に推進することができるのであれば、途中で交代しても構いません。

Q1-5 他の補助金にも申請する予定であるが、本公募テーマへの申請が制限されるのか。

A 他の補助事業への申請によって、本プログラムへの申請が制限されることはありません。ただし、両方で採択された場合、事業内容に重複があると本プログラムとして経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、本プログラムに申請してください。

Q1-6 過去に「国公立を通じた大学教育改革支援プログラム（大学改革推進等補助金等）」で選定された補助期間が終了した取組と同一又は類似の取組を申請することは可能か。

A 同一又は類似の取組を申請することはできませんが、本プログラムの趣旨・目的等を踏まえ、取組内容を更に発展・充実させ、新たな教育プログラム・コースを構築する事業であれば申請可能です。

Q1-7 現在、「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業（医師養成）」に採択されているが、本事業（大学を中核とした地域における総合的な診療能力を有する医師の養成事業）への申請は可能か。

A 同一又は類似の取組を申請することはできませんが、本プログラムの趣旨・目的等を踏まえ、取組内容が異なる教育プログラム・コースを構築する事業であれば申請可能です。

Q1-8 本事業と厚生労働省の「令和8年度 総合的な診療能力を持つ医師養成拠点の形成事業」へ申請しているが、本事業への申請は可能か。

A 同一又は類似の取組を申請することはできませんが、厚生労働省の事業と本事業を明確に切り分けていただく取組内容であれば申請可能です。

Q1-9 申請を行うに当たり、連携校がある場合、申請書の提出は、どこの大学が行えば良いのか。

A 申請書は医学部医学科を置く申請担当大学が連携校を含む全大学分をとりまとめて作成してください。なお、様式2及び調査票は、大学ごとに作成の上、申請担当大学がまとめて提出してください。

Q1-10 申請書の作成に当たり、コンサルタント等の外部者の協力を得て良いか。

A 自治体、NPO等、関係者の意見を得ることは構いませんが、コンサルタント等の協力を得て申請書の大部分を作成することは望ましくありません。大学改革は、各高等教育機関において自ら取り組まなければならないものであることを認識の上、各大学において責任を持って作成してください。

Q1-11 申請書はカラー・モノクロどちらがよいのか。

A 特に指定はありません。申請書が見やすいものとなるよう御留意願います。

Q1-12 様式の改変はできないのか。

A 指定した様式で記入してください。なお、行数の増減に係る行の高さの調整は可能です。（横幅は変えないでください。）

Q1-13 参考となるデータや図表は、申請書（様式）の各欄に記入してもよいのか。

A 参考となるデータや図表は、ポンチ絵に挿入してください。なお、指定外の資料は添付しないでください。公平性を確保するため、指定外の資料を添付した場合は、分量を問わず、審査対象外とします。

Q1-14 申請書を送付した後、不備が見つかった場合に差し替えは可能か。

A 一旦提出された申請書の差し替えや訂正は認めません。

2. 申請資格・申請要件について

Q2-1 申請要件は全て達成する必要があるのか。

A 全ての要件について、達成する必要があります。

Q2-2 申請に当たって、申請担当大学（代表校）及び連携校の双方が申請資格と申請要件を満たす必要があるのか。

A 代表校及び全ての連携校が申請資格と申請要件を満たすことが必要です。

Q2-3 申請資格のうち、「私立大学等経常費補助金」において、前年度に不交付又は減額の措置の範囲はどこまでか。

A 文部科学省が定める「私立大学等経常費補助金 私立大学等研究推進費補助取扱要領」の第3条に該当し、令和7年度に不交付又は減額の措置を受けた学校法人が対象となります。

Q2-4 本プログラムにおける申請資格及び申請要件は、本プログラム以外の他の再推費の令和8年度新規事業にも同様に適用されるのか。

A 大学教育再生戦略推進費（以下、再推費という。）の申請に当たっては、教育改革を推進するために必要な教育体制・組織運営の水準を確保する観点から、申請資格及び申請要件を設

定しています。そのため、原則として、本プログラムにおける申請資格（viiを除く）や申請要件は、他の再推費の令和8年度新規事業にも同様に適用されます。

なお、各事業の詳細については、公表後の各事業の公募要領を御確認ください。

Q2-5 「その他、申請時点において組織運営上の問題が確認される大学」とは、具体的にはどのような大学を想定しているのか。

A 例えば、学校法人の役員や大学等の管理運営に携わる者等が不法行為を働いたとして、逮捕、起訴されるなど、申請時点において、学校法人等のガバナンス体制に課題があるもの等が対象となります。

Q2-6 「地域枠」や「診療科選定地域枠」の定義はどのようなになるか。

A 本事業における定義として、「地域枠」は地域医療に従事しようとする意思をもつ学生を選抜する枠（臨時定員・恒久定員を問わない）とし、「診療科選定地域枠」は「地域枠」のうち、その従事要件として選択可能な診療領域として、対象都道府県における診療科偏在の状況等からして必要性の高い診療領域を原則複数設定している枠とします。

3. 事業要件について

Q3-1 本事業において、必須の養成対象となる職種はなにか。

A 必須の養成職種は医師（医学部生）となりますが、申請書【様式2】教育プログラム・コースの概要の「対象者」欄にはこういった背景を持った受講生を対象とするのか、できる限り詳細に記載してください。

Q3-2 本事業において養成すべき人材はどのようなものか。

A 本事業では、特定の臓器や疾患に限定することなく、患者ニーズに応じた総合的な診療能力を有する医師（1次救急から3次救急まで、外来・入院を問わず患者を総合的に診療できる医師）の養成を想定しています。

Q3-3 メニューA・Bを組み合わせることは可能か。

A 可能です。メニューAから1件、メニューBから1件までを、各大学の判断により、いずれか一方のみ又は双方を組み合わせる申請することができます。

Q3-4 いつまでに教育プログラム・コースを開始する必要があるのか。

A 本事業により設置される教育プログラム・コースは、原則、令和9年度までには開始してください。また、学生の獲得に向けたスケジュールについては、令和8年度からの事業開始にふさわしいものとして設定した上で、申請時に明確に示してください。なお、代表校には、本プログラムによる教育プログラム・コースを置くことが必須となります。

Q3-5 「新たな教育プログラム・コースを構築する」とあるが、既に実施している教育プログラム・コースを改編する場合は対象となるのか。

A 既に実施している教育プログラム・コースを大幅に発展的改編又は拡充させる場合は、本プログラムの対象となります。

Q3-6 外国の大学や他機関（大学以外）との共同事業とすることは可能か。また、これらの機関等に補助金（分担金）を配分することは可能か。

- A 外国の大学や他機関（大学以外）と共同申請することはできませんが、例えば、教育プログラム・コースの開発に当たり、協力機関として当該大学・機関が携わることは可能です。その際、それら協力機関には補助金（分担金）の配分はできません。

4. 補助期間・事業規模について

Q4-1 事業全体の補助期間は決まっているのか。

- A 補助期間は、最大3年間（令和8～10年度）を予定しています。（但し、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではありません。）

Q4-2 公募要領に記載の補助金基準額は、補助期間を通じて措置されるのか。

- A 次年度以降の本プログラム全体の予算額については、最終的には、予算編成及び国会での議決を経て、決定されることとなりますが、補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、補助金の配分額については、補助期間最終年度は当初配分額の2/3に逡減させることを予定しています。補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組を実施していくことに留意し、妥当な経費を計上した上で、適切な資金計画を作成してください。

Q4-3 補助期間終了と同時に本取組を終了しても良いか。

- A 本プログラムは、取組のスタートアップとして必要な経費を支援することを目的としております。そのため、補助期間終了後も継続的かつ発展的に取組を実施していただくことが補助の条件となります。各大学は、補助期間終了後の継続性について十分に検討した上で申請してください。

Q4-4 「補助金申請予定額」や「自己負担予定額」はどのように記載するのか。

- A 補助事業予定額が、補助金基準額を上回る場合は、補助金申請予定額欄に記載する金額は補助金基準額と同額とし、それを超えた部分の金額を自己負担予定額欄に記載してください。補助事業予定額が補助金基準額以内である場合は、補助事業予定額と補助金申請予定額は同額とし、自己負担予定額欄に「0」と記載してください。

Q4-5 申請に当たり、補助金基準額上限まで計上しなければならないのか。

- A 補助期間の計画策定に当たり、予算計上については、実施する事業の規模や費用対効果等を勘案して、事業遂行に真に必要な金額を計上してください。なお、経費の妥当性、不可欠性も審査しており、明らかに過大、不必要な経費を計上することはこれに影響すると考えてください。申請に当たっては実勢価格等を踏まえ、経費の積算まで十分に検討し、選定となった後に大幅に積算内容を変更することがないようにしてください（選定時における委員会からの意見に対応するために積算を変更することは構いません）。また、特に初年度に人件費を積算する場合は、雇用可能性を十分に検討してください。

Q4-6 補助金基準額に対して、基準上限まで計上している事業と基準に満たない少額の事業では、審査において有利・不利があるのか。

- A ありません。大学や事業の規模において、事業の実施に必要な経費を計上してください。なお、本補助金は税金が原資ですので、最小の費用で最大の効果が上がるよう、経費の積算を含む事業計画を策定してください。

Q4-7 補助金はどこの大学に交付されるのか。

- A 補助金は申請担当大学（代表校）に交付します。連携校へは、交付申請書に基づき、代表校が分担金を配分してください。

5. 経費について

Q5-1 補助事業として実際に取組を開始し、経費を支出できるのはいつ頃からか。

A 補助事業の開始(補助金交付内定)は令和8年9月下旬頃を予定しています。申請書には、令和8年10月以降に必要な経費を計上してください。

Q5-2 選定された場合、交付内定以前に実施した取組について遡って経費を充当できるか。

A 交付内定後における事業の実施に必要な経費に対し支出されるものであり、内定前に遡って経費を充当することはできません。

Q5-3 補助金交付(内定)額は、どのように算定されるのか。

A 補助金の配分は、選定委員会における審査結果等を踏まえ、予算の範囲内で、各大学からの交付申請額に基づき、計画の内容、経費の妥当性等を勘案して、文部科学省において補助金交付(内定)額を決定します。

Q5-4 交付内定額に合わせる形で交付申請時に申請内容の変更は可能か。

A 交付内定の決定は、計画された内容に基づき行っているため、交付申請時に計画を変更することは原則として認められません。したがって、申請書は十分に具体的な計画を立てた上で提出してください。

Q5-5 「別添4：経費の使途可能範囲」でシンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意することとあるが、この費目が指摘される理由は何か。

A シンポジウムのための費用、広告費については、事業そのものを推進するための経費ではなく、事業の成果等を公表・普及することが目的の経費です。よって、限られた予算を有効に活用するため、このような記載としています。よって、これと同趣旨の支出(複数のホームページの作成、同じ趣旨のパンフレットを複数大学で作成する等)も認められません。

Q5-6 「8. 補助金の交付等」で、補助金の充当が適当と考える事項とは具体的にどのようなことか。

A 補助金の充当が適当と考える事項とは、当該大学の規程等に照らし大学の経費として支出可能なものであることを前提に、本プログラムに申請した事業の実施に当たり大学が行う取組に直接必要な経費となります。学内規程等によらず、本プログラムに関わる事項についてのみ、特例的に支出を行うことは認められません。

Q5-7 事業責任者について、人件費を支出することは可能か。

A 事業責任者は、申請の時点で当該大学の常勤の役員又は教員である必要があるため、人件費を支出することはできません。

Q5-8 学生へ旅費や宿泊費を支給することは可能か。

A 本事業においては、学生への旅費・宿泊費の支出は可能です。ただし、その場合は、予算措置終了後に恒久的な仕組みとなる計画(各大学の自己負担による継続的な支援体制等)の提出が必要です。申請書には、当該計画を具体的に記入してください。

なお、規程の新設・拡大解釈等により、取組に関わる学生にのみ特別に交通費を支出することはできません。

Q5-9 外部機関等との調整や教育プログラム・コースをコーディネートする専任教員を雇用することができるか。

A 可能です。ただし、本事業で雇用した教員は、本事業に専念していただく必要があります。

Q5-10 雇用した教員に診療業務を行わせることは可能か。

A 本事業で雇用した教員が、医学生への臨床実習の指導など事業の一環として診療業務を行うことは差し支えありませんが、事業とは直接関係のない通常の診療業務等を行うことはできません。（※勤務時間外に通常の診療業務等に従事することは可能ですが、本補助金の支給対象になりません。）

Q5-11 指導者（指導医等）の指導力育成のためのFD開催や、学会・講習会等の参加費用を本補助金から支出することは可能か。

A 可能です。ただし、本事業を実施するに当たり、例えば、本事業の取組を広く発表するための学会・講習会等の参加費用、又は、新たに知識等を習得するための学会・講習会参加の参加費用等に限られます。したがって、事業実施前から定期的開催・参加している学会・講習会等に対する支出は対象外となります。

Q5-12 会議や講習会等に係る飲食代を支出する際に注意すべき点はあるか。

A 外部者（代表校と連携校の教職員以外の者）が参加する会議等における必要最低限の飲食（アルコールは除く）に係る経費であるため、一般参加者や学生、研修医、受講生への提供、また、代表校と連携校の教職員のみが出席する会議等への提供にかかる支出は認められません。さらに、外部者が参加する場合であっても、会議等として位置付けられていない単なる打ち合わせ等に係る飲食は認められません。

Q5-13 地域の高校生や中学生等に地域医療の魅力を伝えるなど、大学外での活動に係る経費を本補助金から支出することは可能か。

A 可能です。ただし、本事業の一環として行うものであって、例えば、地域の高校生等に対して地域医療の重要性や、大学での地域医療に係る教育への取組を伝えるための活動等が考えられます。したがって、事業実施前から定期的開催・参加している活動に対する支出は対象外となります。

Q5-14 経費の使用で注意すべきことはあるか。

A 本補助金が税金を原資としていることに鑑み、社会一般的にみても適切でない経費や本来大学が負担すべきでない経費に使用することはできません。不適切な経費については返還していただくとともに、経費の使用に問題が多いと判断される場合は、大幅な補助金の減額又は補助金の取消等を行います。

例えば、以下のようなものは本補助金で使用するべきではないと考えられます。

- 学内の規程等に基づいていないもの（本プログラムのみ特別な扱いをすることは認められません）
- テレビゲーム機、キッチン用品（電子レンジ、冷蔵庫、食器棚）、スポーツ用品等、娯楽目的と疑われる物品の購入
- 観光や保養目的と誤解されかねない場所（社会一般の常識に照らして効率的かつ経済的とは言えないような場所にある観光地、温泉地等）での会議等の開催
- 宿泊の必要のない教職員、学生（会議等の開催地に居住している者等）の宿泊
- セミナー等における必要最低限とは言えないような過剰な支出や費用対効果の低いものに対する支出（楽器演奏、参加者への消耗品の配付等）

- 申請した事業とは直接関係のないセミナー、研究発表会等（本事業開始前から定例的に開催・参加しているもの等）に要する経費
- パソコン、カメラ、ビデオカメラ等の過剰と疑われる台数（社会一般の常識に照らして効率的かつ経済的とは言えないような台数）の購入
- 本事業と関係のない他の用途への使用も兼ねた物品（本事業専用でない物品）の購入

6. 審査方法・基準等について

Q6-1 書面審査及び面接審査は全ての申請に対して行われるのか。

A 書面審査は全ての申請に対して行い、書面審査の結果を基に面接審査の対象校を決定します。

Q6-2 面接審査が実施される場合、大学以外の者が出席することは可能か。

A 面接審査の詳細な実施方法については、対象校に追って御連絡いたします。

Q6-3 各教育プログラム・コース養成人数はどのくらいを想定しているのか。また、受入人数が多いほど評価が高いのか。

A 各教育プログラム・コースの受入人数の指定は特にありません。また、必ずしも受入人数が多いほど評価が高くなるわけではありません。地域からのニーズ、実現可能性や費用対効果、指導体制等を考慮して、適切に設定してください。

7. その他

Q7-1 申請状況や選定状況はホームページ等に公表されるのか。

A 申請締切後、速やかに申請大学・事業名等を申請状況としてホームページ等で公表します。また、選定後も選定された事業について、選定大学の申請書や工程表を公表する予定です。

Q7-2 事後評価はどのように行われるのか。また、評価基準はどのようなものになるのか。

A 今後、委員会等で審議・決定し、追って御連絡する予定です。

Q7-3 新型感染症や災害の発生等の不測の事態により、申請時点の事業計画が予定通り実施できない場合、どのような対応が必要になるのか。

A 当該事態の発生及びその影響を予測して事業計画を作成することは非常に困難であるため、申請時点の社会情勢にとらわれ過ぎずに事業計画を作成いただきつつ、事業開始後に当該事態が発生した場合は、別途ご相談いただければと思います。

《問合せ先》

文部科学省高等教育局医学教育課医学教育係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2（中央合同庁舎 7 号館東館 14 階）

電話：03-5253-4111（内線 3306）

E-mail：igaku@mext.go.jp